

新型コロナウイルス感染症の影響による国保税減免額の計算例

- 1 世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯
→ 保険税を全額免除
- 2 世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかの収入が前年と比べて30%以上の減少が見込まれる世帯
→ 保険税の一部を減額（算定方法は次のとおり）

● 減免額の算定方法

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{減免額} \\ \text{(E)} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{世帯の年間保} \\ \text{険税額 (A)} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{主たる生計維持者の減少することが見込ま} \\ \text{れる事業収入等に係る前年所得 (B)} \end{array}} \div \boxed{\begin{array}{c} \text{主たる生計維持者及び被保険者} \\ \text{の前年の合計所得金額 (C)} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{減免割合 (D)} \end{array}}$$

※減免割合早見表

主たる生計維持者の前年の合計所得金額	300万円以下	400万円以下	550万円以下	750万円以下	1,000万円以下
減免割合 (D)	100%	80%	60%	40%	20%

● 夫婦のみの2人世帯で前年の合計所得金額が400万円の場合（例）

令和2年 主たる生計維持者に事業所得以外の所得はないものと仮定します。

主たる生計維持者		+	妻		=	合計	
事業収入	600万円		給与収入	115万円		収入	715万円
所得 (B)	350万円		所得	50万円		所得 (C)	400万円

↓
主たる生計維持者の事業収入等が前年と比較して30%以上の減少が見込まれる。

令和3年

主たる生計維持者	
事業収入	300万円 ←この例では、前年収入（600万円）から50%減少見込

※主たる生計維持者以外の収入が減少した場合は減免対象外です。

世帯の年間保険税額 (A)	40万円
---------------	------

減免額 (E)

主たる生計維持者の前年の合計所得金額は350万円であるため、減免割合 (D) は80%となります。

$$40 \text{万円 (A)} \times 350 \text{万円 (B)} \div 400 \text{万円 (C)} \times 80\% \text{ (D)} = 28 \text{万円 (E)}$$

減免後の世帯の年間保険税額

$$40 \text{万円 (A)} - 28 \text{万円 (E)} = 12 \text{万円}$$